

令和元年第 3 回

長万部町議会定例会会議録

令和 元年 9 月 1 2 日 開会

令和 元年 9 月 2 0 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 元年 9月12日（木曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○議案第1号 長万部町森林環境譲与税基金条例	-----	9 頁
○議案第2号 長万部町印鑑条例の一部を改正する条例	-----	10頁
○議案第3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	11頁
○議案第4号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例	-----	12頁
○議案第5号 長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	-----	15頁
○議案第6号 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	-----	16頁
○議案第7号 長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	-----	18頁
○議案第8号 長万部町公共下水道条例の一部を改正する条例	-----	19頁
○議案第9号 長万部町給水条例の一部を改正する条例	-----	20頁
○議案第10号 長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	-----	21頁
○議案第11号 長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例	-----	22頁
○議案第12号 山越郡衛生処理組合の解散について	-----	23頁
○議案第13号 山越郡衛生処理組合規約の変更について	-----	24頁

○議案第14号	平成30年度長万部町水道事業会計剰余金の処分について	-----	25頁
○議案第15号	令和元年度長万部町一般会計補正予算（第4号）	-----	26頁
○議案第16号	令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）	-----	32頁
○議案第17号	令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	-----	33頁
○議案第18号	令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）	-----	34頁
○議案第19号	令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）	-----	35頁
○議案第20号	令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）	-----	36頁
○報告第1号	令和元年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	--	37頁
○報告第2号	放棄した債権の報告について	-----	37頁
	（認定第1号から認定第8号まで一括議題）	-----	38頁
○認定第1号	平成30年度長万部町一般会計決算認定について		
○認定第2号	平成30年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
○認定第3号	平成30年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について		
○認定第4号	平成30年度長万部町介護保険特別会計決算認定について		
○認定第5号	平成30年度長万部町公共下水道事業特別会計決算認定について		
○認定第6号	平成30年度長万部町ガス事業会計決算認定について		
○認定第7号	平成30年度長万部町水道事業会計決算認定について		
○認定第8号	平成30年度長万部町病院事業会計決算認定について		
○決算審査意見報告		-----	42頁
○諸般の報告		-----	48頁
○同意第1号	長万部町教育委員会委員の任命について	-----	48頁
○休会の決定		-----	48頁
○散会宣告		-----	49頁

令和元年第3回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 元年 9月12日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 元年 9月12日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	水道ガス課長	中里 博也
副町長	佐藤 英代	消防長	中田 義之
総務課長	本前 武広	病院事務長	田辺 知行
まちづくり推進課長	加藤 慶一	教育長	近藤 英隆
新幹線推進課長	岸上 尚生	教育次長	岡野 喜美雄
税務課長	中山 裕幸	教育委員会事務局参事	佐藤 修
町民課長	佐藤 剛	選挙管理委員会書記長	本前 武広
保健福祉課長	岡部 忠	代表監査委員	大澤 栄一
健康推進室長	野澤 明子	監査事務局長	豊嶋 慎一
産業振興課長	對馬 政宏	農業委員会事務局長	對馬 政宏
建設課長	神野 隆之		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋 慎一
議事係長	増田 理恵
議事係	工藤 大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	議案第1号	長万部町森林環境譲与税基金条例
日程第5	議案第2号	長万部町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第3号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町手数料条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	長万部町公共下水道条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	長万部町給水条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	山越郡衛生処理組合の解散について
日程第16	議案第13号	山越郡衛生処理組合規約の変更について
日程第17	議案第14号	平成30年度長万部町水道事業会計剰余金の処分について
日程第18	議案第15号	令和元年度長万部町一般会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第16号	令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第17号	令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第18号	令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第19号	令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第20号	令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第24	報告第1号	令和元年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第25	報告第2号	放棄した債権の報告について
日程第26	認定第1号	平成30年度長万部町一般会計決算認定について
日程第27	認定第2号	平成30年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第28	認定第3号	平成30年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第29	認定第4号	平成30年度長万部町介護保険特別会計決算認定について
日程第30	認定第5号	平成30年度長万部町公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第31	認定第6号	平成30年度長万部町ガス事業会計決算認定について
日程第32	認定第7号	平成30年度長万部町水道事業会計決算認定について
日程第33	認定第8号	平成30年度長万部町病院事業会計決算認定について
日程第34	同意第1号	長万部町教育委員会委員の任命について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第３回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

監査委員から６月、７月分の出納検査報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。

次に、議員派遣結果報告書が各議員から提出されましたのでお手元に配付いたしました。提出された報告書は、北海道町村議会議長会主催議員研修会および長万部町議会議員研修会であります。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において４番大谷議員、６番橋本議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から９月２０日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から９月２０日までの９日間に決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（辻義雄） 日程第３、町長より行政報告がありますのでこれを許します。

木幡町長。

〔町長(木幡正志)登壇〕

○町長(木幡正志) 第3回町議会定例会にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、財政関係および消費税について申し上げます。本年度の普通交付税交付額は、7月23日に決定されました。普通交付税の算定結果は、基準財政需要額27億888万4,000円から、基準財政収入額6億4,735万1,000円、調整額238万6,000円を控除した20億5,914万7,000円が交付額となり、前年度と比較し0.8パーセント、1,622万8,000円の減額となりました。

また、本年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、下水道使用料や水道料金等を改定する関係条例の一部を改正する条例を、本定例会に提案いたしております。

次に、職員の不祥事について申し上げます。はじめに、このたびの本町職員による団体資金等の横領に対し、町議会をはじめ町民のみなさまに多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫びを申し上げます。事件の経過は、本年6月26日に、町が事務局となっている団体の運営資金に使途不明金が発覚し、本人からの事情聴取および調査の結果、平成30年5月から令和元年6月まで、事務担当者としての立場を利用し、団体運営資金および農家等からの徴収した新聞購読料を横領していたことが判明したものであります。なお、横領した金銭については、それぞれ全額返済されております。今回の行為は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、社会規範が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法等に照らし、7月5日付で懲戒処分として免職といたしました。このたびの行為が、町に対する信頼を大きく傷つける結果となり、議会をはじめ、町民のみなさまに対し改めて深くお詫びを申し上げますとともに、本町の行政を管理監督する立場にある者としての責任を重く受け止め、私と副町長の給料を減額いたしたく、条例の一部改正を本定例会に提案いたしておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。今後とも、職員一丸となり職務に精励し、町民みなさまの信頼に応えてまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ニセコバスによる減便提案について申し上げます。現在、本町から黒松内町を經由して寿都町までの区間は、市町村生活バス路線補助として、本町と黒松内町・寿都町の沿線3町および北海道により、赤字分を補填しながらニセコバスが2往復で運行しているところであります。このたび同社より運転手の不足により運行体制が維持できないことから、本年12月1日のダイヤ改正に合わせ、1往復を減便したいとの提案がございました。また、本町内での利用実態も一日あたり1人から2人程度となっていることから、将来的には廃線としたい意向を確認したところであります。

本町といたしましても、著しく少ない利用実態を踏まえ、単年度で3百万円以上となる補助金を支出している現状と、ニセコバスによる路線バスとしての維持が困難であることから、その費用対効果も含め減便につきましては、やむを得ないとの見解であります。

この減便による地域住民への影響につきましては、黒松内町から長万部高校への通学では、JR利用とスクールバスの延長などにより対応しており影響はございませんが、利用実態が少ないとはいえ、今後、蕨岱・知来・双葉地区の対策についても検討していかなければならないと考えております。

今後は、沿線3町と道による補助対象路線であることから、ニセコバスも含めた沿線3町と道および札幌運輸支局などから構成される協議会において協議し、沿線自治体と情報共有しながら対応

してまいります。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。本町と大学との地方創生連携事業である再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネスプロジェクトにつきましては、引き続き事業計画の最終年度として、収支の黒字化なども含め自立経営を目指しているところであります。

植物工場では、1棟目のハウスで3作目の収穫が順調に進められており、2棟目は2作目の収穫が開始され、共に糖度も高く収量も多い状況となっております。販売については、町内出荷は順調であり、札幌駅にビアガーデンではグランドメニューのピザに採用されたほか、羽田空港での期間限定イベント「夏の北海道祭」での販売品に採用され好評であったこと、北海道日本ハムファイターズの選手食としてエンリッチ・ミニトマトが正式に採用されるなど、広く宣伝できる環境も整いつつあります。その他、商談会などにも積極的に参加しており、道内での取引を中心に販路を確保されつつある状況となっております。今後も本事業の成功に向け、理科大と連携し取り組んでまいります。

また、例年開催されている理科大同窓会によるイベントの理科大ホームカミングデーは、10月27日に神楽坂キャンパスで開催されますが、エンリッチ・ミニトマトのPR販売なども含め、ふるさと納税のPRを実施してまいります。なお、関連する費用について、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、北海道新幹線工事関係について申し上げます。現在、町内では4件のトンネル工事が契約されており、そのうち2件のトンネル工事が本坑掘削中であります。8月31日現在で、掘削中の立岩トンネルのルコツ工区では、本坑5,000メートルのうち669メートルが、また、内浦トンネルの静狩工区は本坑5,570メートルのうち476メートルが掘削されたところであります。立岩トンネルの豊津工区については、当初、今秋からの掘削開始を目標としていましたが、工事現場の安全確保のため斜面防護工を優先することとなった影響により、掘削については、来年度以降となる見込みであります。豊野トンネルほか工区についても、来年度の掘削開始に向け、施工計画の準備が進められているところであります。

次に、シャクシャインロード事業の取組について申し上げます。本年4月19日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が国会で可決・成立し、アイヌ民族が初めて先住民と明記されて、アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の支援措置が推進されたことや、北海道においても、白老町に国立アイヌ民族博物館をはじめとした民族共生象徴空間、愛称「ウポポイ」が来年4月に一般公開される予定になっているなど、近年アイヌ文化への関心が一段と高まりつつあります。

我が町も、1669年にシャクシャインの呼びかけで一斉蜂起したアイヌ軍と松前藩が戦った「シャクシャインの戦い」においても、国縫が最大の激戦地だった歴史的な遺産を有しているところであります。このことから、シャクシャイン没後350年の今年を契機として、地元地域の歴史と文化の理解向上を図ることを目的として、アイヌと和人双方に対する慰霊の意を表す旗の製作と、シャクシャインの戦い古戦場跡碑がある国縫から、シャクシャインゆかりの新ひだか町までの慰霊の旗のリレー、そして、シャクシャインの戦いの歴史講演の3つの取組を進めてきたところであります。旗の製作にあたっては、白老町で実績のあるアイヌ文様刺繍巨大パッチワークを参考に、町内のアイヌ刺繍チセの会や白老町など官民の協力を得て、6月上旬よりアイヌ刺繍のパッチワークを町広報やホームページなどで公募し、また、7月には長万部、静狩小学校の授業の中で、更には、

町民向けのアイヌ刺繍講座をあつまんで2度開催し、アイヌ刺繍や切り絵の製作に取り組んできたところであります。結果として、3か国8都道府県26市町、合計で約一千枚の応募があり、これをつなぎ合わせて巨大パッチワークによる慰霊の旗を完成することができました。

また、歴史講演については、8月25日に学習文化センターにおいて「シャクシャイン戦いの中のクヌイ決戦」と題し、講演会を開催し、町内外から138名の参加をいただいたところであります。更に、慰霊の旗リレーについては、9月7日に、国縫のシャクシャイン古戦場跡碑をスタートし、9月23日の新ひだか町ゴールを目標に、経路の自治体とアイヌ協会の協力を得ながら、リレーを行っているところであります。

次に、幼児教育・保育の無償化について申し上げます。子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が、本年10月1日から無償化されます。この無償化の対象となる町内の施設は、マリア幼稚園、さかえ保育所、いずみ保育園となっております。この無償化の実施に伴う条例の一部改正および補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、生活環境関係について申し上げます。山越郡衛生処理組合は、昭和42年2月にし尿に関する事務を八雲町、長万部町の2町で共同処理するために設立した一部事務組合であります。現在は、公共下水道や合併浄化槽の普及等により、し尿処理業務が減少するなど社会情勢が大きく変化するとともに、施設の老朽化が進み更新時期にあったことから、令和2年度より各町の下水道で処理する汚泥処理施設共同整備事業により処理することで事業を進めております。経費の節減と業務の効率化を図るため、令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合を解散することについて、本定例会に提案をいたしております。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草は、8月15日現在の生育状況調査では、2番草収穫作業が順調に推移しており、サイレージ用とうもろこしの生育状況は、7月の好天から8月是不順な天候が続いておりますが、おおむね平年並みに推移しております。

生乳生産量は、1月から7月までの5,790トンを出荷し、前年に比べ71トンの減となり、乳代は5億3,407万円で、前年に比べ56万円の減となっております。

黒毛和牛の1月から7月までの販売頭数は181頭で、販売金額は1億2,215万円となっており、前年同期と比較して販売頭数は7頭の増となり、販売金額は797万円の増となりました。

次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業下刈事業の共立地区23ヘクタール、静狩地区17.05ヘクタールは7月10日に完了し、春植分の共立地区3ヘクタールについても7月31日に完了しております。また、森林整備センターとの分収造林事業の下刈事業は、豊津・豊野地区22.16ヘクタールを7月16日に完了しております。道営事業で進めている森林基幹道豊津・黒岩線の林道整備事業は、6月13日に着手しております。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。今年はヒグマやキツネ、エゾシカなどに加えて、特定外来生物であるアライグマの出没も見られる状況であり、鳥獣被害防止対策協議会と連携し、今後もヒグマなどの有害鳥獣による人畜および農林業等への被害を防止し、住民の生活安全を図ってまいります。

次に、漁業関係について申し上げます。漁業関係全体の1月から7月までの水揚げ実績は、約20億円と前年同期と比較し、約21億円ほど大幅に減少しております。このうち、ホタテ貝の生産量は6,457トンで、前年同期と比較し約7,856トン減少しており、水揚げ実績では、約22

億円の減となっております。ホタテ貝の生産量が減少した要因として、記録的な成育不良やへい死の影響があり、生産量が大きく減少したためと考えられております。ホタテ貝養殖漁業における地場採苗の状況は、6月から投入した採苗器には、多くのホタテ貝種苗が付着しているのが確認されており、しかし、付着したばかりの種苗は最も弱い時期でもあり、慎重な取り扱いが必要となりますので、各関係機関と連携を図り、生育動向を注視してまいります。長万部漁業協同組合では、近年、変動の大きい生産状況となっているホタテ貝養殖漁業の安定化を図るため、今年度も仮分散後の大きめの種苗を試験的に管外より移入する事業を本年10月以降、全ホタテ養殖漁家を対象に行うこととし、従来の移入方法よりも経費が増大となることを踏まえ、昨年度に引き続き、町へもその費用の一部について補助要望がありましたので、本定例会へ補正予算を提案しております。北海道が事業主体として、水産物供給基盤機能保全事業で行う老朽化した長万部漁港の保全工事は、今年度から本工事が施工開始されております。また、昨年度に引き続き、静狩漁港防砂堤新設工事が施工されております。同じく、北海道が事業主体となり、漁村再生交付金事業にて行う国縫漁港内船揚場改良工事についても、今年度より施工が開始される予定になっております。

次に、商工観光関係について申し上げます。本町の商工観光振興の一環として実施されております「おしゃまんべ毛がにまつり」は、6月29、30日の開催となりました。気温が18度前後と肌寒い中、町民のみならずもとより、町外からも大勢の来場があり、約2万人の来場をいただき、お宝もちまき、毛がに早食い競争をはじめとする各種イベントで大いに盛り上がりました。販売用毛がにの数量確保は、豊漁ではありましたが、道内各地での不漁の影響もあり単価が下がりきらず、予算の都合上購入数量に限りがあったため、関係機関と検討を重ね、毛がに格安販売を日曜日のみとすることで、販売数量を確保することができました。

長万部商工会では、商工会員の経営の安定化や経営の改善等を図るため、昨年、商工業者経営改善等支援事業要領を策定し、本年はすでに24件の申し込みがあり、15件を採択しております。

長万部駅舎内に設置されております観光案内所では、長万部町を訪れる多くの観光客のみなさんへの町内観光地の情報提供や、長万部温泉、二股ラジウム温泉の案内、飲食店や販売店の紹介等、積極的な観光アピールを行うとともに、特産品の販売を行っております。また、この6月から新たに、長万部観光協会をはじめ、長万部温泉利用協同組合、新函館農業協同組合長万部支店など、町内主要団体を構成する「長万部町観光地域づくり協議会」を立ち上げ、国庫補助の農山村振興交付金を活用し、農泊を中心に、通過型観光を滞在型観光への転換を図る事業実施体制の構築を行うため、長万部町が事務局となり活動をはじめております。

合宿誘致事業は、長万部温泉利用協同組合が積極的に誘致活動に取り組んでおり、今年度4月から中学・高校の約70の団体が、剣道・柔道・バスケットボールなどの多種目にわたり合宿を行い、延べ2,130人が宿泊されました。

飯生神社で開催された祭典事業につきましては、荒天により8月10日から翌日の11日に延期されましたが、大勢の観客が集まり、2,500発の花火により会場は大変盛り上がりしました。

次に、建設関係について申し上げます。建築事業では、昨今の住宅政策の転換、長万部町の各種計画、総合戦略および策定後の諸条件の変化を反映したうえでの公営住宅の建替、維持保全を目的とした、長万部町住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画策定業務委託について、令和2年3月13日までの工期で業務実施中であります。また、町営住宅神社下団地非常灯外交換工事につきましては、工期内に完成をしております。その他、各公共施設や町営住宅の修繕工事については、計

画的に実施しております。

公園事業では、ふれあい公園第2キューピクル更新工事が9月20日までの工期で実施中であり
ます。

土木事業では、長万部中央跨線橋の高欄が腐食、欠損している部分について、これを補修する工
事を9月24日までの工期で実施しております。土木事業のうち河川関係では、茶屋川地区の普通
河川に堆積した土砂を除去するための、普通河川千島川維持工事を10月31日までの工期で、ま
た、流水により崩落した護岸を復旧する普通河川南栄川修繕工事を9月13日までの工期で、それ
ぞれ実施しております。また、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して実施する、橋りょう長
寿命化のための知岱橋修繕工事を12月20日までの工期で、同じく国の交付金を活用する長万部
町橋りょう点検調査業務委託を、令和2年1月31日までの工期でそれぞれ発注いたしました。橋
りょう点検につきましては5年に1度の点検が法令により義務づけられているもので、今年度は町
道橋78橋のうち24橋の点検を実施いたします。

道路維持関係では、11月15日までの工期で実施しております、町道中山大通線外舗装補修工
事をはじめ、その他の道路、側溝等の維持作業については、計画的に実施中であります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。終末処理場の汚泥脱水機ケーキホッパー重量計外
修繕工事および2号溶存酸素計交換修繕工事は、8月27日にそれぞれ完了しております。

次に、ガス事業について申し上げます。ガス本支管改良工事の電気防食工区は、令和2年1月3
1日までの工期で施工中であります。また、天然ガス事業関係での天然ガス及び温泉湯送管入替移
設工事は、11月29日までの工期で施工中であります。

次に、水道事業について申し上げます。静狩地区3号取水井浚渫工事は8月13日に、長万部地
区ろ過機ろ材交換工事は9月3日に、それぞれ完了しております。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院関係では、理学療法士1名を8月に採用し、医
療体制の充実を図っております。現在は、主に入院患者のリハビリを行っておりますが、順次、外
来患者にもリハビリを提供してまいります。今後とも、町民のみなさまの健康維持と健全経営に向
けての病院運営に努めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。今年8月31日現在の火災件数は5件で、うち建物火災
が2件、野火が2件、車両火災が1件となっております。救急件数は出動174件、搬送人員は1
67人で、急病が85件、交通事故が14件、一般負傷が16件、その他転院搬送などが59件で、
うち、ドクターヘリによる搬送は7件となっており、前年同期と比較し救急件数が25件減少して
おります。

7月6日、令和元年度渡島地方消防総合訓練大会が長万部中学校グラウンドにおいて開催され、
2市9町16消防団から678人の消防団員が参加し盛大に挙行されました。

また、8月4日には、おしゃまんべ消防フェス2019を消防庁舎前において開催し、大人から
子どもまで約200名の来場者が消防車両の体験乗車や消火器の操作などを体験され賑わいまし
た。

消防車両の過積載および車両重量の超過につきましては、該当車両の積載水量や積載資機材を調
整したほか、函館運輸支局において自動車検査証に係る車両重量の変更登録を完了しております。

終わりに、本定例会に提案した議件は、条例の制定や一部改正、各会計補正予算、各会計決算認
定、教育委員会委員の任命など31件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明さ

せましますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、行政報告を終わります。

〔町長(木幡正志)自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で行政報告を終わります。

◎議案第 1 号 長万部町森林環境譲与税基金条例

○議長（辻義雄） 日程第 4、議案第 1 号長万部町森林環境譲与税基金条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

對馬産業振興課長。

○産業振興課長（對馬政宏） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町森林環境譲与税基金条例につきまして、提案理由と内容についてご説明いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律平成 31 年法律第 3 号が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、一部の規定を除き同年 4 月に施行され、市町村および都道府県が実施する森林の整備およびその促進に関する施行の財源として、森林環境譲与税が設立され、令和元年度より譲与がはじまります。当該譲与税の用途については、法律の規定により適切な方法により公表しなければならないものとされており、また、単年度では全額を活用しなかった場合は、翌年度以降に繰り越すこととされております。そこで、この法律に基づき適正に当該譲与税を管理し、森林の整備に関する施行の財源に充てるため、新たに長万部町森林環境譲与税基金条例を定めるものであります。

第 1 条は設置で、長万部町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や、普及啓発の森林整備およびその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、長万部町森林環境譲与税基金（以下「基金」という）を設置するものであります。

第 2 条は積立額で、基金として積み立てる額は国から長万部町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とするものであります。

第 3 条は管理で、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならないものであります。

第 4 条は運営金の処理で、基金の運用から生じる利益および基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の収入、歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものというものであります。

第 5 条は基金の処分で、基金は第 1 条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものであります。

第 2 項は、前項の規定により基金を使用する場合はその金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものであります。

第 6 条は組替運用で、町長は財政上必要があると認められた場合によるときは、確実な繰り戻しの方法を機関および利率を定めて基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができるものであります。

第 7 条は任用で、この条例に定めるほか基金の管理に関する必要な事項は町長が定めるものであります。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました議案第 1 号長万部町森林環境譲与税基金条例の内容であります。

訂正させていただきます。第 3 条の「有利な方法」を「有効」と読み間違えました。以上であり

ます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号 長万部町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号長万部町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第2号長万部町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等が改正され、令和元年11月5日から、申請した方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏（過去に称していた氏であって、その方の戸籍又は除かれた戸籍に記載された記載がされているもの）を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなりました。

この改正に伴い、住民票や個人番号カードのほかに、旧氏を併記する申請をした方の印鑑登録証明書にも旧氏を併記することにするため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約して説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第2条は登録の資格で、文言の整理。

第5条は登録印鑑の制限で、第1項第1号は、旧氏の追加及び条項の変更。同項第2号は旧氏の追加です。

第6条は印鑑登録で、氏名の定義に、氏に変更があった者にかかる住民票に旧氏の記載がされている場合及び磁気ディスクについてを追加。2頁をご覧ください。同条第2項は、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改めます。

第12条は登録の抹消で、氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含むを追加するものです。

第14条は印鑑登録の証明で「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改めます。

附則として、この条例は、令和元年11月5日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町印鑑条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第３号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第６、議案第３号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第３号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたび町が事務局となっている団体の運営資金等を横領した職員について、地方公務員法等に照らし、本年７月５日付で、懲戒処分として免職といたしました。このような不祥事が発生したことに対し、本町の行政を管理監督する立場にある者としての責任を重く受け止め、町長、副町長の給与の一部を減額するため、条例改正を行うものであります。

条例の改正内容は、新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、下線部分のように、附則に次の１項を追加するものであります。

第４０項として、町長等の給料月額、令和元年１０月１日から令和元年１０月３１日までの間は、第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、町長にあつては１００分の８０、副町長にあつては１００分の９０を乗じて得た額とする。ここでいう第２条第１項の規定とは、別表に掲げる町長と副町長の給料月額で、町長が８１万円で、副町長が６５万円であります。したがって、１０月分の町長の給料は６４万８,０００円、副町長の給料は５８万５,０００円となります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第３号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第４号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第７、議案第４号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第４号長万部町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、道から権限移譲された都市計画法に基づく、開発行為に係る許可申請に対する審査等の手数料および消防法に基づく危険物施設の設置許可、検査等の審査業務に係る手数料を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

都市計画法第２９条第１項または第２項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査で、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為につきまして、１件につきの手数料の額を、開発区域の面積が０．１ヘクタール未満のとき１万５，４００円を１万５，６００円に、０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満のとき２万９，４００円を２万９，６００円に、０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満のとき５万２，６００円を５万２，９００円に、０．６ヘクタール以上１ヘクタール未満のとき９万９，１００円を９万９，５００円に、１ヘクタール以上３ヘクタール未満のとき１４万５，６００円を１４万６，２００円に、３ヘクタール以上６ヘクタール未満のとき１９万２，２００円を１９万２，８００円に。

２頁をご覧ください。６ヘクタール以上１０ヘクタール未満のとき２３万８，７００円を２３万９，４００円に、１０ヘクタール以上のとき３３万４，２００円を３３万５，２００円に改めます。

主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為につきまして、１件につきの手数料の額を、開発区域の面積が０．１ヘクタール未満のとき２万１００円を２万３００円に、０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満のとき３万８，７００円を３万８，９００円に、０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満のとき７万５，９００円を７万６，２００円に、０．６ヘクタール以上１ヘクタール未満のとき１３万６，３００円を１３万６，８００円に、１ヘクタール以上３ヘクタール未満のとき２２万１００円を２２万８００円に、３ヘクタール以上６ヘクタール未満のとき２９万４，５００円を２９万５，４００円に。

３頁をご覧ください。６ヘクタール以上１０ヘクタール未満のとき３６万８，９００円を３７万円に、１０ヘクタール以上のとき５２万２００円を５２万１，８００円に改めます。

その他の開発行為につきまして、１件につきの手数料の額を、開発区域の面積が０．１ヘクタール未満のとき９万９，１００円を９万９，５００円に、０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満のとき１４万５，６００円を１４万６，２００円に、０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満のとき

21万5,400円を21万6,100円に0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき28万5,200円を28万6,000円に、1ヘクタール以上3ha未満のとき42万4,700円を42万5,900円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき55万4,900円を55万6,500円に。4頁をご覧ください。6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき71万3,100円を71万5,000円に、10ヘクタール以上のとき94万8,100円を95万700円に改めます。

都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査で、1件につきの手数料を合算したその金額94万8,100円を超えるときは94万8,100円を、95万700円を超えるときは95万700円に改めます。

主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計変更につきましては、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき1,500円を1,600円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき2,900円を3,000円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき9,900円を1万円に。

5頁をご覧ください。3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき1万9,200円を1万9,300円に、10ヘクタール以上のとき3万3,400円を3万3,500円に改めます。

6頁をご覧ください。主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき1万3,600円を1万3,700円に。

7頁をご覧ください。1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき2万2,000円を2万2,100円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき2万9,400円を2万9,500円に、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき3万6,900円を3万7,000円に、10ヘクタール以上のとき5万2,000円を5万2,200円に改めます。

8頁をご覧ください。その他の開発行為に関する設計の変更につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき9,900円を1万円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき2万1,500円を2万1,600円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき2万8,500円を2万8,600円に。

9頁をご覧ください。1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき4万2,500円を4万2,600円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき5万5,500円を5万5,600円に、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき7万1,300円を7万1,500円に、10ヘクタール以上のとき9万4,800円を9万5,100円に改めます。

10頁をご覧ください。主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更ににつきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき1万2,900円を1万3,000円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき2万6,900円を2万7,000円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき5万100円を5万300円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき9万6,600円を9万7,000円に。

11頁をご覧ください。1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき14万3,100円を14万3,600円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき18万9,600円を19万200円に、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき23万6,200円を23万6,800円に、10ヘク

ター以上るとき32万9,200円を33万100円に改めます。

12頁をご覧ください。主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満るとき1万7,600円を1万7,700円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満るとき3万6,200円を3万6,300円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満るとき7万3,400円を7万3,600円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満るとき13万3,800円を13万4,300円に、1ヘクタール以上3ヘクタール未満るとき21万7,600円を21万8,200円に。

13頁をご覧ください。3ヘクタール以上6ヘクタール未満るとき29万2,000円を29万2,800円に、6ヘクタール以上10ヘクタール未満るとき36万6,400円を36万7,400円に、10ヘクタール以上るとき51万5,200円を51万6,600円に改めます。

その他の開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更につきまして、1件につきの手数料の額を開発区域の面積が0.1ヘクタール未満るとき9万6,600円を9万7,000円に。

14頁をご覧ください。0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満るとき14万3,100円を14万3,600円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満るとき21万2,900円を21万3,500円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満るとき28万2,700円を28万3,500円に、1ヘクタール以上3ヘクタール未満るとき42万2,200円を42万3,300円に。

15頁をご覧ください。3ヘクタール以上6ヘクタール未満るとき55万2,400円を55万3,900円に、6ヘクタール以上10ヘクタール未満るとき71万500円を71万2,400円に、10ヘクタール以上るとき94万3,100円を94万5,600円に改めます。

その他の変更につきましては、1件につきの手数料の額1万1,800円を1万1,900円に改めます。

都市計画法第41条第2項ただし書きの規定に基づく建築の許可の申請に対する審査につきまして、1件につきの手数料の額、5万2,400円を5万2,700円に改めます。都市計画法第42条第1項ただし書きの規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査につきまして、1件につきの手数料の額、3万1,500円を3万1,700円に改めます。

16頁をご覧ください。都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査につきまして、その他の場合の、1件につきの手数料の額、1万8,600円を1万8,700円に改めます。

都市計画法施行規則第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付につきまして、1件につきの手数料の額、4,650円を4,660円に改めます。

17頁からは、消防法の規定に基づく手数料の改正であります。消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可で、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所につきまして、1件につきの手数料の額を、危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの158万円を159万円に、5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの194万円を195万円に。10万キロリットル以上20万キロリットル

ル未満のもの 226 万円を 227 万円に改めます。

なお、本町におきましては、現在のところ、今回の手数料改正に係る消防法の規定に基づく施設はございません。

18 頁をご覧ください。附則として、第 1 項は施行期日で、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行する。

第 2 項は経過措置で、この条例による改正後の長万部町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 4 号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 5 号 長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 8、議案第 5 号長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 5 号長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、災害援護資金の貸付を受けた方が置かれている状況に鑑み、償還免除の特例、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について必要な措置を講じるため、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

目次中「第 4 章災害援護資金の貸付（第 12 条から第 16 条まで）」を「第 4 章災害援護資金の貸付（第 12 条から第 15 条まで）、第 5 章雑則（第 16 条から第 17 条まで）」に改めるもので、第 16 条を第 17 条とする条項の移動および第 5 章の追加により、目次を整理するものであります。

次に、第 15 条第 3 項を次のように改めます。第 3 項償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

これは、今回の法律改正により災害援護資金の償還金の支払猶予が新たに規定され、市町村に報

告等を求めることができる調査権限が新たに新設されたことにより、法律の既存条項が移動したことによる条文の整理であります。

次に、第16条を第17条とし、第15条の次に、次の章名および1条を加えます。

第5章雑則（支給審査委員会の設置）。第16条災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要に応じて支給審査委員会を置く。第2項、支給審査委員会の委員は、医師その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。第3項、前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

これは、法に基づき市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合などに、医師その他町長が必要と認める者を委員として支給審査委員会を、必要に応じて設置して調査審議するというものであります。

また、そのほか必要な事項については、町長が別に定めるとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第6号 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第6号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が、本年10月1日から無償化となります。このため、市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たな給付制度を創設する等の措置を講じる必要があることから、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が改正され、また、この改正法の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため、関係政令が制

定されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案には、1 頁から 30 頁までの新旧対照表とともに、1 頁から 4 頁までの一部改正の概要を添付いたしました。改正の内容につきましては、一部改正の概要により要約してご説明させていただきます。

1 頁をご覧ください。概要は、左から条文等、改正内容、改正の趣旨等を記載しております。

主な改正の内容は 4 点になります。1 点目は、用語・文言、条項の整理等で、これは、第 2 条～第 11 条、第 13 条～第 21 条、第 24 条～第 28 条、第 30 条、第 32 条、第 34 条～第 43 条、第 46 条～第 47 条、第 49 条～第 52 条、附則第 2 条、附則第 3 条、附則第 5 条関係で、改正条例全般におよびますが、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める等、基準府令の改正等に伴い、用語・文言、条項の整理等、規定の整備を行うものであります。

2 点目は定義の追加で、第 2 条関係であります。改正内容のとおり、「満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども」、「特定満 3 歳以上保育認定子ども」、「満 3 歳未満保育認定子ども」、「市町村民税所割合算額」、「負担額算定基準子ども」についての定義を新たに定めるものであります。

3 点目は、食事の提供に要する費用の取扱いの変更で、第 13 条第 4 項関係であります。改正の趣旨等の欄をご覧ください。

幼児教育・保育の無償化に伴い、小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設(市町村が施設型給付の支給対象施設として確認する幼稚園、保育所、認定子ども園)又は特定地域保育事業者(小規模保育事業者)、2 頁をご覧ください、(家庭的保育事業者、事業所内保育事業者、居宅型保育事業者)において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とするものであります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子ども、改正条文中では市町村民税所得割合算額を基準として規定しておりますが、所得階層にかかわらず、第 3 子以降の子どもの副食費の提供に要する費用、また、満 3 歳未満の子どもの食事の提供に要する費用については除くとするものであります。

なお、条例では、第 3 子以降の子どもの副食費の提供に要する費用を除くと、国の基準のとおり改正といたしましたが、第 2 子で、これまで多子世帯保育料軽減により負担のなかった世帯が、新たに副食費の負担を求めることにより、実質的に負担が生じることのないよう、町独自に別途措置を講じることとしております。

3 頁をご覧ください。4 点目は、市町村長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和、免除で、第 42 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 8 項関係であります。

改正の趣旨等をご覧ください。特定地域型保育事業者は、利用乳児に対する保育が適正かつ確実に行われ、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対し必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携を行う保育所、幼稚園又は認定子ども園を適切に確保しなければならないとされておりましたが、国の基準において緩和措置が拡充されたことから、町長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和、免除について規定を追加するものであります。

追加する規定の内容は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、1 点目、特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。2 点目、代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。の条件を

満たす場合、連携先を小規模保育事業者又は事業所内保育を行う者(特定地域型保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、町が小規模保育事業A型事業者と同等の能力を有すると認める者)から確保することを可能とするものであります。

次に、町長は、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が、4頁をご覧ください。著しく困難であると認めるときは、卒業後の受皿の提供を行う連携先を、企業主導型事業に係る施設、地方自治体が運営費を支援等を行っている認可外保育施設のいずれか(入所定員が20人以上であって町長が適当と認めるものに限る。)から確保することを可能とするものであります。

また、3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所のうち、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものであります。なお、特定地域型保育事業所は当町にはございません。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第6号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第7号 長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第7号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

ただいま議案第6号で説明いたしました提案理由と同様の理由により、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第7号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

11時20分まで休憩いたします。

11時08分 休憩

11時20分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号 長万部町公共下水道条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第8号長万部町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第8号長万部町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、消費税等の税率が「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等により、令和元年10月1日より8%から10%に変更となるため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

別表1（第19条関係）で下水道使用料の税込金額の改正ですが、一般用の基本料金は、1,296円を1,320円に、超過料金は、162.0円を165.0円に改めます。

次に浴場用の基本料金は、1万2,636円を1万2,870円に、超過料金は、124.2円を126.5円に改めます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和元年10月1日から施行するというものでございます。

第2項は、経過措置として、使用料の確定日が月の途中となるため、9月より継続して使用している場合は、10月分の消費税が、旧税率の8%で、11月分より消費税は新税率の10%になるというものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第8号長万部町公共下水道条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第9号 長万部町給水条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第9号長万部町給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第9号長万部町給水条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、前号議案と同様に、消費税等の税率が令和元年10月1日より8%から10%に変更になることから、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

別表第1（第26条関係）で、水道料金の税込金額の改正でございます。まずメーター口径の税込金額の基本料金で、メーター口径13ミリメートルの基本料金は1,468.8円を1,496.0円に、口径20ミリメートルの基本料金は3,715.2円を3,784.0円に、口径25ミリメートルの基本料金は5,572.8円を5,676.0円に、口径30ミリメートルの基本料金は9,288.0円を9,460.0円に、口径40ミリメートルの基本料金は1万8,576.0円を1万8,920.0円に、口径50ミリメートルの基本料金は3万7,152.0円を3万7,840.0円に改め、この区分までの超過料金は、それぞれ1平方メートルにつき194.4円を198.0円に改めます。

次に、浴場営業用の基本料金は1万3,392.0円を1万3,640.0円に、超過料金は129.6円を132.0円に改めます。臨時用の基本料金は3,888.0円を3,960.0円に、超過料金は248.4円を253.0円に改めます。

次に消火栓の基本料金は、40ミリメートル以下は1,123.2円を1,144.0円に、50ミリメートル以下は1,782.0円を1,815.0円に、75ミリメートル以下は3,866.4円を3,9

38.0円に改めます。

次に2頁をご覧ください。附則として第1項は施行期日で、この条例は、令和元年10月1日から施行するというものでございます。

第2項は経過措置としまして、水道料金の確定日が月の途中のため、9月より継続して使用している場合は、10月分の消費税は旧税率の8%で、11月分より消費税は新税率の10%になるというものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第9号長万部町給水条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第10号 長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第10号長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第10号長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正の内容は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、各種使用料及び手数料を改正するとともに、現在使用されていない使用料の区分を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文となります。

右欄中現在使用していない、3寝具等消毒料および8電話料は削除し整理いたしました。

別表第1、使用料の税込金額の改正であります。1死体検案料の金額は1万800円を1万1,000円に、4病衣料の金額は75.6円を77円に、5付添寝具料の金額は216円を220円に、6付添等給食料の金額は367.2円を374円に、8店舗使用料の金額は1万800円を1万1,000円に。

2頁になります。12特別室料の金額は1,620円を1,650円に、2,160円を2,200円に改めます。

3頁になります。別表第2、手数料の税込金額の改正であります。

診断書料の金額は1,080円を1,100円に、3,240円を3,300円に、証明書料の金額は1,080円を1,100円に、要介護・障害程度区分認定主治医意見書在宅者の金額は5,400円を5,500円に、4,320円を4,400円に、施設入所者の金額は4,320円を4,400円に、3,240円を3,300円に改めます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行する、というものであります。

経過措置として、この条例による改正後の長万部町立病院使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料及び手数料から適用し、同日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

以上がただいま上程いたしました、議案第10号長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第11号 長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第11号長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第11号長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、前8号議案等と同様に、消費税等の税率が令和元年10月1日より8%から10%に変更となるため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

別表第2（第21条、第23条関係）ガス料金の税込金額の改正で、はじめに3、料金表Aの（1）基本料金でありますが、1,134.00円を1,155.00円に、（2）基準単位料金は410.94円を418.55円に改めます。次に、4料金表Bの（1）基本料金は1,836.00円を1,870.00円に、（2）基本単位料金は352.512円を359.04円に改めます。

次に2頁をご覧ください。5の料金表Cで、（1）基本料金は、4,860.00円を4,950.00円に、（2）基準単位料金は297.216円を302.72円に改めます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和元年10月1日から施行するというもので

ございます。第2項は経過措置として、ガス料金の確定日が月の途中となるため、9月より継続して使用している場合は、10月分の消費税は、旧税率の8%で、11月分より消費税は新税率の10%になるというものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第11号長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第12号 山越郡衛生処理組合の解散について

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第12号山越郡衛生処理組合の解散についての件を議題いたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第12号山越郡衛生処理組合の解散について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第288条の規定により、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議をすることについて、関係団体の各町議会での議決が必要であります。山越郡衛生処理組合は、昭和42年2月にし尿に関する事務を八雲町、長万部町の2町で共同処理するために設立した一部事務組合であります。

現在は、公共下水道や合併浄化槽の普及等により、し尿処理業務が減少するなど社会情勢が大きく変化するとともに、施設の老朽化が進み更新時期にあったことから、令和2年度より各町の下水道で処理する汚泥処理施設共同整備事業により処理することで事業を進めております。経費の節減と業務の効率化を図るため、令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合を解散することについて、協議するための提案であります。

以上がただいま上程されました、山越郡衛生処理組合の解散についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 3月31日をもって解散ということなんですけれども、ここで働いていた職員等はどのようにお考えですか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 人事の関することなんで、まだ正式に決定はしてないんですけども。解散に伴

って八雲町長等との協議の中で、職員は長万部町に帰属するという事になっております。臨時職員に関してはその対象にはなりません。正職員に関しては、一応3月31日以降、ただし解体業務もあるもんだから、全員が1回に戻るということにはちょっとならんかなと。ということでまだその体制づくりについてはもうちょっと時間を要することになるかと思ってます。ただ、3名のうち1名は解散した段階での継承業務を受けて、解体作業が終わるまでは、その業務にあたると。残りの2名については長万部町に帰属をさせて、そして3月の末、4月1日から新しい業務に就かせるということにはなってます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） これもお答えしてもらえるかどうか分かんないんですけど。解体費用等も結構かかってくるかと思うんですけど、そこら辺の見通しとか、あと、解体していく計画というんですかね、そこら辺も分かってる範囲で結構ですので。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 解体の費用については、八雲町と長万部町で年5,000万円、そして3年間で1億5,000万円の積立をして、そして今回解体の費用についても補助事業を申請できるということが分かってきたので、そこら辺の事情をきっちと事業を乗っけてって、そして補助事業の手当に合わせて、解体をしていきたいということになってます。ただ、今の段階で1億5,000万円で解体できるのか、これが終わってからでなかったら申請できないんです。3月31日越してからでなかったら申請ができないので、その段階で解体設計をする段階の金額がはっきり出てくると。ただし3年間で1億5,000万円積み込んだというのは、急にぼんと出されても、なかなか財政の伴うことなので、それで3年前から5,000万円ずつ組合として議決をいただいて1億5,000万円の積立をしてると。そういうことになります。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第13号 山越郡衛生処理組合規約の変更について

○議長（辻義雄） 日程第16、議案第13号山越郡衛生処理組合規約の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第13号山越郡衛生処理組合規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数

を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、協議をすることについて、関係団体の各町議会での議決が必要であります。

このたび、組合解散後の事務を円滑に進めるために、組合の解散に伴い承継する事務を現管理者である長万部町とすることにするため、規約の条文に1条を追加することについて協議するための提案であります。

内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第14条の次に、第15条として、解散に伴う事務の承継として「組合の解散に伴う事務は、長万部町が承継する。」を加えます。

附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、山越郡衛生処理組合規約の変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第14号 平成30年度長万部町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（辻義雄） 日程第17、議案第14号平成30年度長万部町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第14号平成30年度長万部町水道事業会計剰余金の処分につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

この剰余金の処分につきましては、地方公営企業法施行令に基づき、減債積立金および建設改良積立金を取り崩して、自己資本金に組み入れる場合には、一旦未処分利益剰余金として整理し、改めて処分を行うこととなっております。つきましては、議案中の計算書のとおり、未処分利益剰余金2,886万6,510円のうち、減債積立金950万円及び建設改良積立金230万円を取り崩し、未処分利益剰余金として整理しております合計1,180万円を資本金に組み入れるものでございます。この処分によりまして資本金残高は8,909万4,392円となります。

なお、この処分を行うためには、歳入歳出決算認定前に、議会において処分の議決が制度上で必要となりますので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。また、残りの剰余金1,706万6,510円につきましては、平成30年度の純利益でござ

ございますので、町条例に基づき減債積立金として処分をしてございます。

以上がただいま上程されました、議案第14号平成30年度長万部町水道事業会計剰余金の処分につきましての提案理由とその内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第15号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第18、議案第15号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第15号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第4号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ3億1,717万5,000円を追加し、補正後の予算総額を、52億8,836万3,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は9,837万6,000円の追加であります。一般管理費の共済費198万円の追加は、退職手当組合精算負担金で、職員の普通退職等による追加であります。積立金8,836万4,000円の追加は、財政調整基金積立で、令和元年度普通交付税の確定及び前年度繰越金の一部を積み立てるもので、この積立をした後の当基金残高見込額は、7億4,192万3,000円となります。

財産管理費、使用料及び賃借料30万1,000円の追加は土地借上料。公有財産購入費104万6,000円の追加は、旧国縫小学校敷地で国縫振興会館の移転に伴い判明した国有地の購入費用及び既往使用料の計上であります。

企画費、旅費は72万6,000円の追加で、葛飾区ふるさと・クリスマスマーケット、地方創生EXPOおよび北海道おしゃまんべ臨時総会の出席等に伴う普通旅費。需用費6万1,000円の追加は食糧費で、東京理科大学ホームカミングデーでの特産品PR用の食材の購入費用。委託料は313万円の追加で、内訳は、ふるさと納税管理システム設定委託が38万円の追加で、番号法対応に係るLGWANへの接続改修委託。ふるさと納税業務支援委託が275万円の追加で、ふるさと納税業務の一部を委託するものであります。使用料及び賃借料は16万8,000円の追加で、内訳は、クラウド型システム使用料11万円の追加が、ふるさと納税管理システム使用料。調理器具借上料5万8,000円の追加が、東京理科大学ホームカミングデーでの特産品調理に係るもの。

負担金・補助及び交付金200万円の追加は、今年度より北海道が市町村と連携して実施している移住支援事業、U I J ターン新規就業支援事業への参加による移住支援事業補助であります。補助対象となるのは、一定の要件を満たす首都圏からの移住就業者および起業就業者で、1世帯あたり最大100万円の2世帯分を計上いたしました。

歳入では、15道支出金、総務費道補助金、U I J ターン新規就業支援事業で150万円の計上であります。

賦課徴収費、償還金・利子及び割引料は60万円の追加で、予定納税されていた法人町民税の確定に伴う過年度分過誤納還付金であります。

民生費は441万9,000円の追加であります。児童措置費、負担金・補助及び交付金は441万9,000円の追加で、子育てのための施設等利用給付負担金で、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設、一時預かり事業、預かり保育の利用についても無償化の対象となることから、子育てのための施設等利用給付に要する経費について追加計上するものであります。なお、本経費については国庫負担の対象となりますが、現在まで国庫補助要綱が示されていないことから、今回、歳入予算は計上しておりません。

衛生費は1億1,184万円の追加であります。予防費、委託料180万円の追加は、母子保健情報連携システム改修委託で、母子保健法およびマイナンバー法の改正により、令和2年6月から妊婦健診、乳幼児検診の情報連携が開始されることから、システムを改修するものであります。

歳入では、14国庫補助金、衛生費国庫補助金、母子保健情報連携システム改修事業で、79万4,000円を計上いたしました。

ごみ処理費、負担金・補助及び交付金4万円の追加は、ごみ処理ステーション設置補助で、申請件数の増によるもの。し尿処理施設費、負担金・補助及び交付金4,000万円の減額は、污水处理施設共同整備事業負担金で、M I C S 事業における国庫補助要件の変更に伴い、財源内訳が変更となったことから、下水道事業特別会計への負担金を減額するものであります。

歳入では、20町債、衛生債、污水处理施設整備債で、歳出同額の4,000万円を減額いたしました。

病院事業費、繰出金1億5,000万円の追加は、病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は9,843万8,000円の追加であります。農地費、負担金・補助及び交付金2万7,000円の追加は、北海道土地改良事業団体連合会負担金で、道営農道整備事業費の増によるもの。林業振興費、委託料200万円の増は、森林所有者意向調査業務委託で、森林環境譲与税の目的に則り未整備森林の解消に向けた施策として、森林所有者へ経営・管理についての意向調査を行うものであります。

歳入では、18繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で、歳出同額の200万円を計上いたしました。

工事請負費738万8,000円の追加は、林業専用道蔵岱牧場線新設工事外で、起点位置の変更等に伴う林業専用道蔵岱牧場線新設工事費の増、および林道双葉共立線について、台風の影響により橋脚に干渉している立木の除去を行うものであります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で640万円を計上いたしました。

負担金・補助及び交付金 65万7,000円の追加は猟銃免許等取得補助で、猟銃免許試験予備講習受講料の改定および猟銃免許等取得予定者の増による補助金の追加であります。積立金 397万5,000円の追加は、森林環境譲与税基金積立金であります。

水産業振興費、負担金・補助及び交付金 2,000万円の追加は、ホタテ貝稚貝緊急対策事業補助で、ホタテ稚貝のへい死および生育不良が多くなる秋以降に、良質な稚貝を移入することにより、ホタテ貝の生産と漁家経営の安定を図ることを目的に、事業主体である長万部漁業協同組合に補助を行うものであります。

アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金 6,439万1,000円の追加は、ホタテ稚貝籠等導入事業補助で、近年頻発しているホタテ貝のへい死等による生産率の低下を阻止するため、管外より健稚貝を移入し、安定的なホタテ貝生産と漁家経営の安定化を図ることを目的に、稚貝籠の導入および保管施設等を整備するもので、事業主体である長万部漁業協同組合への補助であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で、歳出同額の 6,439万1,000円を計上いたしました。

商工費は 11万4,000円の追加であります。観光費、旅費 5万8,000円の追加は普通旅費、使用料及び賃借料 5万6,000円の追加は、内訳が、什器借上料が 3万9,000円の追加、ブース使用料が 1万7,000円の追加で、いずれも、いきいきふさと推進事業助成金対象事業として実施する、観光PR事業での所要経費の計上であります。

土木費は、300万円の追加であります。公共下水道費、繰出金は 300万円の追加で、終末処理場の修理に係る公共下水道事業特別会計繰出金であります。

教育費は、98万8,000円の追加であります。保健体育総務費、旅費は 8万4,000円の追加で、B&G全国教育長・事務担当者会議出席に係る普通旅費の追加。学校給食センター費、需用費は 85万4,000円の追加で、経年劣化による自動ドアや調理器具などの修理費用の計上であります。備品購入費は 5万円の追加で、ファックスおよび掃除機の故障による買い換えであります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出で説明した分は省略させていただきます。

地方譲与税の森林環境譲与税は 397万5,000円の追加で、森林環境税の総額のうち、市町村においてはその9割を私有林人工林の面積、林業就業者数、人口の割合で譲与されるものであります。

地方特例交付金の地方特例交付金は 171万5,000円の追加で、令和元年度交付額の確定によるものであります。

地方交付税の普通交付税 1億5,914万7,000円の追加は、令和元年度交付額確定により、増額分を計上いたしました。

繰入金の介護保険特別会計繰入金は 256万7,000円の追加で、平成30年度精算金の一般会計への繰り入れであります。

諸収入の雑入、市町村防災・減災対策事業推進交付金は 159万3,000円の追加で、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業による交付金であります。

町債の臨時財政対策債は、普通交付税の確定に伴い 770万8,000円を減額計上いたしました。

繰越金は、1億2,080万1,000円の追加であります。

次に、予算書の４頁をご覧ください。第２表は、地方債補正の変更であります。起債の目的・汚水処理施設整備及び臨時財政対策の２項目で、変更前２億８,２６０万円を変更後２億３,４８９万２,０００円に、４,７７０万８,０００円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上がただいま提案いたしました、令和元年度長万部町一般会計補正予算（第４号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出から行います。

はじめに総務費８頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、９頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、９頁から１０頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、１０頁から１１頁です。質疑ありませんか。

柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） １０頁の林業振興費の委託料、森林所有者意向調査業務委託ということですが、委託先と、それからこの意向調査を聞いた後、どのような結果になるのか。何のためにこれをやるのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（辻義雄） 対馬産業振興課長。

○産業振興課長（対馬政宏） 意向調査につきましては、過去１５年間に森林を所有していて、施工していないという森林所有者に対して、今までの状況だとか、今後の計画等の意向を大まかな部分で聞いていきます。で、その後集計をしまして、各種補助事業で森林に対する、保護できるもの、事業ができるものをＰＲしながら、工事というか補助事業としてやっていけるかやっていけないか、新たな問題があるのか、相続等の問題があるのか、いろんな部分をアンケート調査を集計して、今後の事業として取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。失礼しました、委託先は今後検討していきたいと思っております。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） １１頁の、アイヌ農林漁業対策事業費の中の負担金・補助及び交付金なんですけど、その前項でも町から負担金を予定してるんですけど、そのほかに、今の部分でもまたホタテ稚貝、また簗、稚貝の簗だけかこれは。稚貝を買うことには使わないということなのでしょうか。それと、あと内訳をもうちょっと細かく聞きたいです。

○議長（辻義雄） 対馬産業振興課長。

○産業振興課長（対馬政宏） アイヌ農林漁業対策事業につきましては、大きな部分はホタテ稚貝簗を、稚貝ではなく簗を１万５,０００連程度で、それを入れる保管施設で、保管施設に入れるためにホタテ稚貝簗を大きな平もっこ網で囲うために、その網と、それを保管施設に積むためのフォークリフトの部分をアイヌ農林漁業対策事業で整備する予定となっております。以上です。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。３回目です。

○議員（９番 柏倉恵里子） フォークリフトは、過去にも購入している経緯があるんですけども、それでは間に合わないということなんです。

○議長（辻義雄） 対馬産業振興課長。

○産業振興課長（対馬政宏） その部分については過去に導入した部分もあるんですけども、耐用年数が切れてるものもありまして、この部分については新たにこの施設に保管しながら使うというふうになっております。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

長崎議員。

○議員（５番 長崎厚） １頁前に戻るんですが、１０頁の農林水産の積立金。森林環境譲与税基金積立なんですが、先ほどやった条例の中でも説明は受けてるんですが、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用などなんですが、その中の木材利用というところで、民間の町民の方々が利用できるような、そういうような木材を利用するにあたって、補助金とか、そのほかのものがあるのかどうか。まずそれが１点なんです。

それと２点目に、この譲与税というのは３９７万５，０００円ですか、これについては今後も同額のもものが交付されてくるのか。

３点目に、２０２４年にこれは環境税という国民に賦課される税ですが、１人あたり１，０００円というような報道がありました。これについて、１人とはどのような概念、どのような意味を持っているものか合わせて伺いたいと思います。

○議長（辻義雄） 対馬産業振興課長。

○産業振興課長（対馬政宏） 森林環境譲与税の部分について、今年度に関して３９７万５，０００円を積み立てて、意向調査をした後、今後森林に直接使えるもの、人材育成に使えるもの、流通に係るものというのは市町村の方でいろんな補助事業等を検討することができるんですが、現状ではこの３９７万５，０００円だけでは事業ができないので、基金として積み立てていき、今後いろんな部分で木材の公共的利用だとか、民間の利用だとかという部分についても検討をしていく計画となっております。

また、森林環境譲与税に関しては、私有林の人口面積、林業就業者数、人口という形の３つでもって構成されておりまして、このまま推移していくのかという部分については、林業就業者数、人口については国勢調査等を基準としておりますので、令和３年までについては３９７万５，０００円の推移でいきまして、その後令和４年から令和６年までは５９６万４，０００円という形で、国勢調査等の人口によって、変動していく予定となっております。

１人あたりの課税の部分については、課税世帯の市町村が譲与税の部分について課税して、それを都道府県に納めるというような形で、課税世帯のみにかかってくる予定となっております。以上です。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（５番 長崎厚） 課税世帯ということは、課税されている１人ひとりにかかるということですか。１世帯、１人なの１世帯なの、それだけ。

○議長（辻義雄） 対馬産業振興課長。

○産業振興課長（対馬政宏） 森林環境税の創設に関して、平成３６年度からの課税というような部分で、納税義務者に対しては国内に住所を有する個人に対して課税する国税というふうに謳われておりますので、個人住民税と合わせて市町村の方から個人に対して１人１，０００円というふうな

税率になっております。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、１１頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、１１頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に教育費、１２頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに地方譲与税５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

地方譲与税を終わります。

次に地方特例交付金、５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

地方特例交付金を終わります。

次に地方交付税５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

地方交付税を終わります。

次に国庫支出金、５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、６頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に繰入金、６頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

次に諸収入、７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸収入を終わります。

次に町債、７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

町債を終わります。

次に繰越金、７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰越金を終わります。

以上で歳入を終わります。

次に4頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2表地方債補正を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

12時08分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号 令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第19、議案第16号令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第16号令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、主に平成30年度分の介護給付費精算に伴う額の確定による補正で、歳入歳出にそれぞれ3,579万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8億1,446万2,000円とするものであります。

それでは、補正予算書に添付いたしております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は66万円の追加であります。一般管理費、委託料66万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託であります。

歳入では、国庫支出金、事業費補助金、介護保険事業費補助金で31万円を計上いたしました。

基金積立金は、2,903万2,000円の追加で、介護給付費準備基金積立金へ交付金等の精算及び繰越金の額の確定により積立するものであります。積立後の当基金積立残高見込額は7,765万2,339円となります。諸支出金、610万6,000円の追加であります。償還金の償還金・利子及び割引料353万8,000円の追加は、介護給付費等の額の確定に伴う過年度分返還金であります。一般会計繰出金の繰出金256万8,000円の追加は、前年度の一般会計からの繰入金を介護給付費等の額の確定により精算するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。支払基金交付金、介護給付費交付金66万円の追加は、過年度分で前年度の精算に伴う追加交付で

あります。繰越金の繰越金3,482万8,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から5頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第17号 令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第20、議案第17号令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第17号令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、補正後の予算総額を7億7,689万円とするものでございます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。下水道費300万円の追加は、終末処理場における各種機械および装置について、老朽化が激しく修繕が必要な状況となっていることから、需用費の修理費を追加するものでございます。

歳入では3繰入金、一般会計繰入金で、歳出同額の300万円を計上いたしました。その他の歳入の部分では、2国庫支出金、下水道費、国庫補助金400万円の追加、4諸収入、受託事業収入、汚水処理施設共同整備事業4,000万円の減額および5町債、下水道債、下水道事業債3,600万円の追加は、MICS事業における国庫補助条件の変更に伴いまして、財源内訳がそれぞれ変更となったことから、各歳入科目におきまして追加、減額をするものでございます。

次に、補正予算書の3頁をご覧ください。第2表は地方債補正でございます。起債の目的としまして、汚水処理施設共同整備事業の限度額を、変更前の4,050万円を、変更後の7,650万円に変更したいというものでございます。

以上が、令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から5頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に3頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第18号 令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第21、議案第18号令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第18号令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出の補正で、職員の昇格に伴う人件費関連予算の追加で、歳出科目のみの補正でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に48万円を追加し、補正後の支出予定額を1億2,840万円に改めるものでございます。内訳では、製造費の給料17万2,000円、手当14万円、賞与引当金繰入額5万9,000円、法定福利費8万1,000円、退職給付費2万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第8条中2,937万円を2,985万円に改めるものでございます。

以上が、令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。2頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 19 号 令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 22、議案第 19 号令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 19 号令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）の内容について、ご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出の補正で、職員の中途退職に伴う人件費関連予算の減額、および水道業務に係る人員不足解消のための業務委託予算の追加で、支出科目のみの補正でございます。

予算第 3 条に定めた 収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から 30 万円を減額し、補正後の支出予定額を 1 億 4,371 万円に改めるものでございます。内訳につきましては、原水費は委託料 380 万円の追加で、各浄水場 3 か所およびポンプ場、配水池 4 か所等の維持管理業務を委託するものでございます。配水費は、給料 222 万 7,000 円、手当 93 万円、法定福利費 63 万 4,000 円の減額、および総係費の退職給付費 30 万 9,000 円の減額は、職員給与費に係るものでございます。

次に、補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第 7 条中 2,756 万円を 2,346 万円に改めるものでございます。

以上が、令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。2 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に 1 頁をご覧ください。第 3 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 20 号 令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 23、議案第 20 号令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第 20 号令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容について、ご説明いたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の、収入の補正であります。予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入で病院事業収益に 100 万円を追加し、補正後の収入予定額を 6 億 5,050 万円に改めるものであります。内訳では、収入で入院収益 9,400 万円の減額は、入院患者数の減少による減、外来収益 5,500 万円の減額は、外来患者数の減少による減、他会計補助金 1 億 5,000 万円の追加は、入院収益及び外来収益の減額分を一般会計から繰り入れするものであります。支出の補正はございません。

次に、補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条は業務の予定量の変更で、年間患者数入院延べ 9,150 人を 6,478 人に、外来延べ 3 万 7,355 人を 2 万 9,889 人に改めるものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出は、概要の中で説明いたしましたので省略いたします。

第 4 条は他会計からの補助金で、予算第 7 条中、1 億 2,000 万円を 2 億 7,000 万円に改めるものであります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。収益的収入及び支出を行います。3 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に 1 頁をご覧ください。第 2 条業務の予定量および第 4 条他会計からの補助金を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第1号 令和元年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（辻義雄） 日程第24、報告第1号令和元年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。説明員に報告を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、報告第1号令和元年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、内容をご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、令和元年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

本文をご覧ください。健全化判断比率の欄、左から、実質赤字比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合で、本町は実質収支額が黒字でありますので、実質赤字比率はございません。括弧内に記載しておりますが、早期健全化基準は15%以上であります。

次に、連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する全会計の実質収支額あるいは資金不足額または剰余額の合計額の割合であります。

平成30年度の本町の一般会計及び特別会計並びに企業会計のうち、国保会計以外は黒字、あるいは資金不足比率がなく、国保会計を含めても連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率はございません。早期健全化基準は20%以上であります。

次に、実質公債費比率であります。これは標準財政規模に占める地方債の元利償還金および下水道などの公営企業債の返済などに充てた繰出金などの割合で、12.6%の見込みであります。昨年度は12.7%でありました。早期健全化基準は25%以上であります。

次に、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、44.1%の見込みとなっております。昨年度は38.9%でありました。将来負担比率の早期健全化比率は350%であります。

次に下段の、特別会計の資金不足比率であります。事業規模に対する資金不足額の割合が資金不足比率となります。公共下水道事業特別会計、ガス事業会計、水道事業会計、病院事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準値である経営健全化基準は20%以上であります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） 以上をもって本件の報告を終わります。

◎報告第2号 放棄した債権の報告について

○議長（辻義雄） 日程第25、報告第2号放棄した債権の報告についての件を議題といたします。説明員に報告を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、報告第2号放棄した債権について、長万部町債権管理条例第13条第1項および第2項の規定により、次のとおり町の債権を放棄いたしましたので、同条例第14条の規定によりご報告いたします。

放棄した事由は、長万部町債権管理条例第13条第1項第6号に該当し、徴収停止後1年を経過したのち、なお無資力等の状態にあり、履行の見込みがないものと認められるものおよび同条第2項の所在が不明のもので、件数7件、金額198万3,578円で、平成30年度末をもって放棄したものであります。

内訳は、水道事業会計の水道料金、4件で58万4,857円。ガス事業会計のガス料金、3件で139万8,721円であります。

以上がただいま上程されました、報告第2号放棄した債権についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） 以上をもって本件の報告を終わります。

◎認定第1号 平成30年度長万部町一般会計決算認定についてから

認定第8号 平成30年度長万部町病院事業会計決算認定についてまで

○議長（辻義雄） 次に日程第26、認定第1号から日程第33、認定第8号までの8件は、平成30年度一般会計、各特別会計、各企業会計の決算認定に関する議案につき、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。これより提出者に決算の説明を求めます。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 平成30年度一般会計及び特別会計並びに企業会計決算説明。

平成30年度長万部町一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の認定に付するにあたり、その概要を申し上げます。

平成30年度の日本経済は、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に一時押し下げられたものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、好循環による緩やかな回復が続きました。

このような情勢のもと、本町においては、基幹産業であるホタテ養殖漁業の不振等により、自主財源である町税は、調定額が前年度比6.0%の減、収入額では6.0%減の6億2,195万5,000円の収入となり、歳入に占める町税の割合は、12.0%となっております。

また普通交付税は、各項目の単位費用および補正係数の減により、前年度に比較し7,395万3,000円減の20億7,537万5,000円となりました。

財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債で、後年度全額交付税措置される臨時財政対策債は、437万8,000円減の1億1,695万7,000円となっております。

平成30年度における町政の執行にあたりましては、国・地方とも引き続き厳しい財政状況の中、財政健全化と活力あるまちづくりを目指し、経常経費の節減を図り、住民福祉の向上に努めてまいりました。

それでは、はじめに一般会計の決算について申し上げます。歳入合計51億9,282万5,000円、歳出合計50億7,202万3,000円で、歳入歳出差引額1億2,080万1,000円の

剰余金を生じました。歳出の不用額は、１億５３３万円となっております。

次に、各種基金の平成３０年度末現在の残高は、財政調整基金１１億４,３４１万７,０００円、減債基金９,６０６万９,０００円、地域振興基金１億７,７００万１,０００円、生活交通確保対策基金３,７９８万１,０００円、まちづくり基金１億５,３０７万５,０００円、地域福祉基金３,８９４万９,０００円、中山間ふるさと・水と土保全基金５２６万２,０００円、学校教育施設整備基金１３８万２,０００円、土地開発基金１,７８２万８,０００円、備荒資金１億２,２８２万７,０００円、以上１０基金の合計残額は１７億９,３７９万４,０００円となっており、前年同期に比較し、２億５,８３１万９,０００円の減となりました。

次に、主な施策および事業費の概要を申し上げます。総務費では、庁舎整備８９万６,０００円、地域おこし対策１,１０２万１,０００円、生活交通確保対策事業補助７０６万９,０００円、地方創生８,０００万円、地域情報化３,７１８万５,０００円、交通安全対策１０８万円、ガス事業採取供給２,７８３万２,０００円、防災対策１,００２万２,０００円、防犯灯・街路灯整備５１７万１,０００円、課税データ管理６７５万円、北海道新幹線建設負担金７０万７,０００円、北渡島檜山４町連携事業負担金９９万６,０００円、東京理科大学環境整備事業補助４５０万円、企画振興奨励補助７０万円、交通安全指導員協議会補助９０万円。

民生費では、長万部町社会福祉協議会補助１,３８３万１,０００円、地域保育所等補助３７０万円、多子世帯保育料等軽減補助３３８万６,０００円、老人クラブ運営費補助５４万６,０００円、地域敬老会補助１８１万５,０００円、社会福祉施設入所者措置４１６万５,０００円、心身障害者特別対策費１億７,１５１万１,０００円、ひとり親家庭等医療費３０２万２,０００円、乳幼児等医療費９７２万４,０００円、児童手当５,１９２万円、福祉センター運営１,０４４万７,０００円、高齢者生活支援４３７万８,０００円、介護予防・生きがい活動支援２５０万５,０００円、在宅福祉支援２０１万１,０００円、老人福祉バス運行２８４万１,０００円、高齢者生活福祉センター運営２,１００万円、老人福祉施設補助７２０万円、地域会館等整備１億４,３６８万３,０００円、老人福祉センター運営５８２万５,０００円、後期高齢者医療特別会計繰出金３,８７３万１,０００円、国民健康保険特別会計繰出金８,２０６万４,０００円、介護保険特別会計繰出金１億３,７００万７,０００円。

衛生費では、渡島廃棄物処理広域連合負担金８,４１５万５,０００円、ごみ処理施設運営１億２,５４３万４,０００円、下水路整備４７０万８,０００円、し尿処理事業負担金１億２,２５３万９,０００円、道南ドクターヘリ運行経費負担金２２２万５,０００円、病院事業会計繰出金３億１,０００万円、水道事業会計繰出金４４３万２,０００円。

農林水産業費では、農業振興３７０万２,０００円、畜産振興３１１万７,０００円、農地振興１,１３３万６,０００円、公共牧場管理運営２,４５５万円、林業振興６,８０６万５,０００円、分収造林４,２３３万２,０００円、林道新設改良１,２４９万９,０００円、水産業振興１,２９１万３,０００円、水産基盤整備４６７万９,０００円、水産物流通加工基盤強化対策４,２４７万７,０００円、水産振興設備等整備４,７００万円。

商工費では、商工会運営費補助８３０万円、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助３５０万円、合宿誘致事業補助１８０万円、観光振興１,１５６万４,０００円、多目的活動センター運営５９４万１,０００円。

土木費では、道路橋梁維持２億５,２８０万７,０００円、道路新設改良７,０１３万９,０００円、

河川維持864万9,000円、都市計画494万6,000円、公園環境整備2,984万5,000円、町営住宅整備7,352万6,000円、公共下水道事業特別会計繰出金2億3,001万7,000円。

消防費では、消防施設整備352万8,000円。

教育費では、小学校整備434万1,000円、中学校整備96万1,000円、町民センター運営389万5,000円、学習文化センター運営1,690万3,000円、スポーツセンター運営1,093万3,000円、海洋センター運営2,618万9,000円、学校給食センター運営8,745万5,000円。

災害復旧費では、道路橋梁災害復旧467万6,000円、河川災害復旧777万6,000円となりました。

投資的経費の総額は16億5,986万2,000円で、歳出総額の32.7%を占めております。

その他の性質別経費の割合は、人件費8億7,857万8,000円で17.3%、物件費3億6,762万1,000円で7.3%、諸費16億1,318万9,000円で31.8%、公債費5億5,277万1,000円で10.9%となっております。

また、平成30年度末の起債借入残高は、元金47億4,984万2,000円、利子1億6,122万9,000円、合計49億1,107万1,000円となっており、健全化判断比率である実質公債費比率は12.6%、将来負担比率は44.1%となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入総額は9,997万8,000円、歳出総額は9,902万8,000円、歳入歳出差引額94万9,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料6,006万2,000円、使用料及び手数料6,000円、繰入金3,873万1,000円、諸収入104万1,000円、繰越金13万8,000円となっております。

歳出は、総務費281万円、後期高齢者医療広域連合納付金9,613万2,000円、諸支出金8万6,000円となっており、321万3,000円の不用額が生じておりますが、これは、予算現額に対し後期高齢者医療広域連合納付金の減が主な要因であります。

次に、国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。歳入総額7億6,218万円、歳出総額8億1,694万8,000円で、歳入歳出差引額5,476万7,000円の赤字となりました。

歳入は、国民健康保険税が1億6,976万2,000円、使用料及び手数料10万4,000円、道支出金5億944万5,000円、繰入金8,206万4,000円、諸収入80万5,000円となっております。

歳出は、総務費が2,683万8,000円、保険給付費5億143万5,000円、国民健康保険事業費納付金2億39万8,000円、保健事業費128万4,000円、諸支出金2,296万5,000円、繰上充用金6,402万8,000円となっており、6,368万2,000円の不用額が生じておりますが、これは、予算現額に対し保険給付費の減が主な要因であります。

平成30年度において赤字となった5,476万7,000円は、翌年度歳入繰上充用で補てんいたしました。

次に、介護保険特別会計の決算について申し上げます。歳入総額8億2,991万7,000円、歳出総額7億9,508万9,000円、歳入歳出差引額が3,482万8,000円となりました。

歳入は、保険料1億3,047万6,000円、国庫支出金2億151万3,000円、支払基金

交付金1億8,794万1,000円、道支出金1億1,487万3,000円、繰入金1億5,819万4,000円、サービス収入204万7,000円、繰越金3,484万5,000円、その他分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入で2万8,000円となっております。

歳出は、総務費2,567万7,000円、保険給付費6億7,650万8,000円、地域支援事業費5,720万円、基金積立金1,480万1,000円、諸支出金2,090万3,000円となっており、3,046万4,000円の不用額を生じましたが、その主な要因は予算現額に対する保険給付費の減によるものであります。介護給付費準備基金残高は、4,862万円となっております。

次に、公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入総額は5億6,281万1,000円、歳出総額は5億5,580万8,000円で、歳入歳出差引額700万2,000円となりました。

歳入の内訳は、使用料及び手数料5,884万4,000円、国庫支出金1億3,870万円、一般会計繰入金2億3,001万7,000円、諸収入8,043万6,000円、町債4,770万円、繰越金711万4,000円となっております。

歳出では、下水道費3億7,194万1,000円、公債費1億8,386万7,000円となっております。

次に、ガス事業会計の決算について申し上げます。年度末ガス需要家戸数は1,028戸で、前年度に比べ33戸減少となり、ガス販売量は21万278立方メートルで前年度に比べ1万3,287立方メートルの減少となりました。

決算額は、収益的収入1億723万3,000円、収益的支出1億825万9,000円、差引102万6,000円の損失となりました。この損失を前年度繰越欠損金に加えますと、当年度未処理欠損金は3億9,082万円となります。

収入の内訳は、ガス売上8,774万9,000円、営業雑収益444万7,000円、営業外収益1,395万9,000円、特別利益107万8,000円、支出では、原料費2,122万7,000円、人件費3,064万4,000円、その他事業費用4,744万7,000円、営業外費用894万1,000円となります。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、企業債2,870万円、出資金960万6,000円、支出では、建設改良費3,842万6,000円、企業債償還金2,278万1,000円で、収入支出差引不足額2,290万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,005万5,000円と当年度分消費税資本的収支調整額284万6,000円で補てんいたしました。

次に、水道事業会計の決算について申し上げます。年度末給水件数は2,726件で、前年度に比べ19件の減少となり、年間給水量は58万9,894立方メートルで、前年度に比べ1万896立方メートルの減少となりました。

決算額は、収益的収入1億5,699万3,000円、収益的支出1億3,992万7,000円、差引1,706万6,000円の利益となりました。なお、前年度繰越欠損金はありませんので、利益分全額が当年度未処分利益剰余金の一部となり、未処分利益剰余金のうち、この未処分利益剰余金1,706万6,000円の処分については、長万部町水道事業の剰余金の処分等に関する条例により、減債積立金に積立をしております。

収入の内訳は、水道料金1億4,105万2,000円、受託工事収益322万9,000円、そ

の他の営業収益１６万５，０００円、営業外収益１，２５４万７，０００円、支出では、人件費２，７０２万２，０００円、受託工事費９１万１，０００円、減価償却費５，０７０万８，０００円、資産減耗費５９万７，０００円、その他営業費用４，５７１万２，０００円、営業外費用１，４９７万７，０００円となっております。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、一般会計補助金３８５万６，０００円、工事負担金は４７０万４，０００円、支出では建設改良費７２３万６，０００円、企業債償還金５，２３６万６，０００円で、収入支出差引不足額５，１０４万２，０００円については、過年度分損益勘定留保資金１，２７３万８，０００円、当年度分損益勘定留保資金２，６３１万６，０００円、当年度分消費税資本的収支調整額１８万８，０００円、建設改良積立金処分量２３０万円及び減債積立金処分量９５０万円で補てんいたしました。

なお、建設改良積立金２３０万円及び減債積立金９５０万円を取り崩しての未処分利益剰余金１，１８０万円については、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決後に資本金として処分する形になります。

次に、病院事業会計の決算について申し上げます。決算額は、収益的収入５億７，６５８万９，０００円、収益的支出は６億９００万３，０００円で、３，２４１万４，０００円の赤字となり、当年度分消費税資本的収支調整額を加えますと、３，２６７万１，０００円の当年度純損失となりました。この当年度純損失に、前年度繰越欠損金を加えますと、当年度未処理欠損金は４億１，５４４万９，０００円になりました。

収入の内訳は、入院収益１億１，６４０万７，０００円、外来収益１億１，３５３万３，０００円、その他医業収益３，２６０万５，０００円、医業外収益３億１，４０４万２，０００円、医業外収益のうち３億８８７万７，０００円は一般会計からの繰入金となります。

支出では、人件費４億３７５万６，０００円、材料費４，７３６万４，０００円、経費１億２，３６１万４，０００円、減価償却費２，９９４万１，０００円、資産減耗費１３８万１，０００円、研究研修費１３２万円、医業外費用１６２万５，０００円となっております。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では負担金が１１２万２，０００円、支出では建設改良費５６１万９，０００円、企業債償還金５２６万６，０００円で、不足額は当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

以上、平成３０年度一般会計及び特別会計並びに企業会計決算の概要を申し上げましたが、監査委員の決算審査意見書は別冊のとおりであります。認定くださりますよう、よろしくお願いいたします。

ちょっと訂正２か所お願いしたいと思います。２頁目の８行、「ガス事業採取」と申し上げましたが、「ガス・温泉採取」の間違いです。よろしくお願いいたします。３頁目、水産基盤整備４６７万９，０００円と申し上げましたが、４６７万６，０００円に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上をもって決算の説明を終わります。

◎決算審査意見報告

○議長（辻義雄） 続いて監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

大澤監査委員。

〔代表監査委員（大澤栄一）登壇〕

○代表監査委員（大澤栄一） それでは、平成30年度長万部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見について報告いたします。

1 頁をお開きください。

第1、審査した会計。

- 1、平成30年度長万部町一般会計。
- 2、平成30年度長万部町後期高齢者医療特別会計。
- 3、平成30年度長万部町国民健康保険特別会計。
- 4、平成30年度長万部町介護保険特別会計。
- 5、平成30年度長万部町公共下水道事業特別会計。

第2、審査に要した期間。令和元年7月22日から令和元年8月6日まで。実8日間。

第3、審査の手続き。

審査に付された平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書の決算計数および執行状況の確認を行い、主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合・確認を行うとともに、関係機関から資料の提出と説明を求め、その実態の把握に努めながら、確実を期し審査を実施した。

また、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査において、現金および有価証券の残、計数ならびに領収書の確認など、すでに実施済みのものについては審査を省略した。

第4、審査の結果。

1、審査に付された平成30年度一般会計・特別会計決算の計数は、それぞれの関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。なお、財産に関する調書の計数についても審査したが、計数はいずれも正確であると認められた。

2、基金の運用状況については、基金の目的に沿って合理的かつ効率的に運用されていると認められた。

3、予算の執行状況については、審査した限りにおいておおむね適正、妥当であると認められた。

第5、決算の概要と意見。

2 頁から13 頁は、詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

次に、審査意見について申し上げます。14 頁をお開きください。

（6）意見。

歳入決算額は51億9,282万5,155円で、予算額51億7,735万4,000円に対し、1,547万1,155円の増収となり、予算に対する収入率は100.3%で、前年度に比べ0.4ポイント下回っている。

調定額52億4,625万9,782円に対する収入率は、99.0%となっている。

歳出決算額は50億7,202万3,777円で、予算額51億7,735万4,000円に対し執行率98.0%で、不用額は1億533万223円となっている。歳入から歳出を差し引いた1億2,080万1,378円が実質収支額となっている。

歳入構成比率の主なものは、地方交付税が44.4%（23億682万4,000円）、町税が1

2.0%（6億2,195万5,095円）、繰入金11.6%（6億386万8,813円）で、全体の68.0%を占めている。

財源の構成比率は、自主財源が32.6%（前年度比0.9ポイント増）、依存財源が67.4%となっており、前年度と比べ、自主財源の割合がわずかながら増加したが、依然として依存財源に頼らざるを得ない財政構造が続いている。

収入未済額は4,863万7,103円で、町税4,430万9,673円、分担金及び負担金208万5,684円、使用料及び手数料224万1,746円であった。

町財政の根幹をなす町税等の徴収にあたっては、安定した財源の確保および公平・公正な負担の観点からも、収入未済の実態を把握し、適切な債権管理を行い、引き続き新たな収入未済の発生防止を図り、未済額の解消に総力をあげて取り組まれることを望む。

町税の不納欠損は合計441万7,374円で、その理由別の内訳は、処分停止期間中に消滅時効が完成したもの（地方税法第18条第1項）が406万9,974円（144人）、直ちに納税義務を消滅させたもの（地方税法第15条の7第5項）が34万7,400円（5人）となっており、昨年に比べ269万2,321円減少している。

不納欠損処分については、法令等の制約があり個々の実態については把握できなかったが、税負担の公平性の観点から、単に事務的に処理することなく、今後も厳正を期するよう努められたい。

歳出を性質別分類でみると、人件費、扶助費、公債費（手数料を含む）を合わせた義務的経費は、16億8,444万3,388円で、前年度と比較して717万5,251円（0.4%）の減となっている。内訳別にみると、人件費は8億7,857万8,148円で、前年度と比較して751万5,393円の増、扶助費は2億5,309万3,296円で、前年度と比較して590万5,362円の減、公債費は5億5,277万1,944円で、前年度と比較して878万5,282円の減となっている。

歳出に占める義務的経費の割合は33.2%で、前年と比較すると0.8ポイント上回っており、依然として義務的経費のウェイトが高く、それだけ財政に余裕がないこととなり、この比率の動向には特に注意する必要がある。投資的経費は16億5,986万2,975円で、前年度と比較して659万9,216円（0.4%）の増となっている。

その他経費は17億2,771万7,414円で、前年度と比較して1億7,067万1,799円（9.0%）の減となっている。

本町の財政については、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されるため、費用対効果を十分検証のうえ、さらなる行財政の簡素化・効率化を進め、公正で合理的かつ能率的な行財政運営を図り、住民サービスの質的向上に努力されたい。

続きまして、特別会計についてご報告いたします。16頁をお開きください。

特別会計全般の歳入総額は22億5,488万7,481円、歳出総額は22億6,687万5,298円で、歳入歳出差引マイナス1,198万7,817円となっている。各表には前年度の比較を記載しております。

17頁をお開きください。

（1）後期高齢者医療特別会計。

歳入決算額9,997万8,302円は、予算額1億224万2,000円に対し226万3,698円の減収となり、予算に対する収入率は97.8%で、前年度に比べ1.4ポイント下回っている。

調定額 1 億 2 0 万 3, 2 0 2 円に対する収入率は 9 9. 8 %で前年度に比べ 0. 1 ポイント上回っている。

歳出予算額 1 億 2 2 4 万 2, 0 0 0 円に対し、決算額 9, 9 0 2 万 8, 8 3 6 円、執行率 9 6. 9 %で、不用額は 3 2 1 万 3, 1 6 4 円となっている。

歳入歳出差引額 9 4 万 9, 4 6 6 円となっており、翌年度へ繰越している。

(2) 国民健康保険特別会計。

歳入決算額 7 億 6, 2 1 8 万 5 5 8 円は、予算額 8 億 8, 0 6 3 万 1, 0 0 0 円に対し、1 億 1, 8 4 5 万 4 4 2 円の減収となり、予算に対する収入率は 8 6. 5 %で、前年度に比べ 0. 6 ポイント上回っている。

調定額 7 億 9, 9 9 9 万 9, 4 9 1 円に対する収入率は 9 5. 3 %で、前年度に比べ 0. 1 ポイント下回っている。

歳出予算額 8 億 8, 0 6 3 万 1, 0 0 0 円に対し、決算額 8 億 1, 6 9 4 万 8, 5 1 8 円、執行率 9 2. 8 %で、不用額は 6, 3 6 8 万 2, 4 8 2 円となっている。

歳入歳出差引額マイナス 5, 4 7 6 万 7, 9 6 0 円は、翌年度歳入繰上充用で補填している。

国民健康保険税は、調定額 2 億 7 3 8 万 3, 3 5 7 円に対し、収入済額は 1 億 6, 9 7 6 万 1, 7 2 4 円で、調定に対する収入率は 8 1. 9 %であり、前年度に比べ 1. 9 ポイント上回っている。

収入未済額 3, 3 1 9 万 7, 8 1 6 円は、前年度に比べ 6 1 1 万 8, 0 4 1 円の減少となっているが、これは 4 4 2 万 3, 8 1 7 円が不納欠損処分されたことが要因である。

不納欠損処分の内訳は、処分停止期間中に消滅時効が完成したもの（地方税法第 1 8 条第 1 項）が 5 5 人、4 4 2 万 3, 8 1 7 円となっており、前年に比べ 1 人減、1 4 0 万 2, 7 5 7 円の減となっている。

不納欠損処分については法令等の制約があり、個々の実態については把握できなかったが、税負担の公平性の観点から、単に事務的に処理することなく、今後も厳正を期するよう努められたい。

本年度は収納率が向上したものの、被保険者の負担の公平を期すためにも、滞納者対策を強化し、さらなる収納率の向上と国民健康保険財政の健全化に一層の努力を望みます。

1 8 頁をお開きください。

(3) 介護保険特別会計。

歳入決算額 8 億 2, 9 9 1 万 7, 2 3 4 円は、予算額 8 億 2, 5 5 5 万 3, 0 0 0 円に対し 4 3 6 万 4, 2 3 4 円の増収となり、予算に対する収入率は 1 0 0. 5 %で、前年度に比べ 0. 2 ポイント下回っている。調定額 8 億 3, 2 5 6 万 2, 6 3 4 円に対する収入率は 9 9. 7 %で、前年度と同率となっている。

歳出予算額 8 億 2, 5 5 5 万 3, 0 0 0 円に対し、決算額 7 億 9, 5 0 8 万 9, 0 7 8 円、執行率 9 6. 3 %で、不用額は 3, 0 4 6 万 3, 9 2 2 円となっている。

歳入歳出差引額は 3, 4 8 2 万 8, 1 5 6 円となっており、翌年度へ繰越している。

介護給付費準備基金の、平成 3 0 年度末現在高は 4, 8 6 2 万 3 3 9 円となっております。

(4) 公共下水道事業特別会計。

歳入決算額 5 億 6, 2 8 1 万 1, 3 8 7 円は、予算額 5 億 5, 8 8 2 万 1, 0 0 0 円に対し 3 9 9 万 3 8 7 円の増収となり、予算に対する収入率は 1 0 0. 7 %で、前年度に比べ 0. 6 ポイント下回っている。

調定額 5 億 6,762 万 8,840 円に対する収入率は 99.2%で、前年度に比べ 0.9 ポイント上回っている。

歳出予算額 5 億 5,882 万 1,000 円に対し、決算額 5 億 5,580 万 8,866 円、執行率 99.5%で、不用額は 301 万 2,134 円となっている。

歳入歳出差引額は 700 万 2,521 円となっており、翌年度へ繰越している。

次に、19 頁をお開きください。

4、基金の運用状況。

各基金の本年度中増減額は、財政調整基金マイナス 1 億 9,180 万 5,904 円、減債基金マイナス 1,499 万 8,953 円、地域振興基金これがプラス 1,477 円、生活交通確保対策基金マイナス 760 万 4,396 円、まちづくり基金マイナス 4,304 万 6,665 円、地域福祉基金マイナス 199 万 9,600 円、中山間ふるさと・水と土保全基金プラス 525 円、学校教育施設整備基金プラス 16 円、土地開発基金プラス 1,781 円、備荒資金プラス 113 万 3,117 円であり、全基金の年度末現在高は 17 億 9,379 万 4,942 円となっている。

なお、各基金の平成 30 年度末現在高につきましては、表に記載のとおりとなっております。

以上で、平成 30 年度長万部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見の報告を終わります。続きまして、平成 30 年度長万部町企業会計決算審査意見について報告いたします。

1 頁をお開きください。

第 1、審査した会計。

1、平成 30 年度長万部町ガス事業会計。

2、平成 30 年度長万部町水道事業会計。

3、平成 30 年度長万部町病院事業会計。

第 2、審査に要した期間。令和元年 7 月 17 日から、令和元年 7 月 18 日まで。実 2 日間。

第 3、審査の手続き。

審査に付された平成 30 年度各企業会計決算報告書ならびに損益計算書、剰余金計算書または欠損金計算書、剰余金処分計算書または欠損金処理計算書および貸借対照表などが、各事業の財政状況および経営成績を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、証拠書類等との照合および確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、予算の執行状況の適否について、審査を実施した。

第 4、審査の結果。

各会計ごとに決算諸表、経営状況などについて、決算の概要とともに次のとおり意見を述べる。

1、ガス事業会計。2 頁から 3 頁は、詳細を記載しておりますので、後ほどご確認を願います。

4 頁をお開きください。

(4) 意見。

審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。事業経費の節減に努めながら経営の健全化に努力していることがうかがえるが、原料費の高騰により 102 万 5,985 円の当年度純損失となり、この額に前年度繰越欠損金 3 億 8,979 万 4,035 円を加えると、当年度末処理欠損金は 3 億 9,082 万 20 円となる。今後も、ガス需要家の減少等厳しい環境での事業運営が予想されるため、ガス事業の今後の運営については、引き続き経営の健全な運営を図り、保安体制を強化して安定供給に努力されたい。

続きまして２、水道事業会計。

５頁から６頁は、詳細を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

７頁をお開きください。

（４）意見。

審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

本年は、給水件数が前年度と比較して１９件減少し、給水量も前年度より減となったが１，７０６万６，５１０円の当年度純利益が計上されている。

今年度は、当年度末処分利益剰余金が２，８８６万６，５１０円計上されたが、今後も人口減少や、給水戸数の減少により、給水収益の伸びは期待できず、厳しい事業運営が続くものと予想されることから、なお一層企業努力を重ね、経営の健全化と良質水道の安定供給に努力されたい。

続きまして３、病院事業会計。

８頁から９頁は、詳細を記載しておりますので後ほどご確認願います。１０頁をお開きください。

（４）意見。

審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。当病院は、公立病院としての高度医療や救急医療、地域に根ざした診療に住民の寄せる期待は極めて大きい。平成３０年度決算においては、前年度に比べ入院患者数は増となったが、外来患者数は減となり、一般会計からの繰入金３億８８７万７，４７４円を得ても、３，２６７万１，５７７円の当年度純損失が計上され、累積欠損金は４億１，５４４万９，０８４円と多額となっている。病院経営は、ますます厳しい状況が続くが、より一層健全経営の確立に努め、地域医療の充実に努力されることを望む。

以上で、平成３０年度長万部町企業会計決算審査意見についての報告を終わります。

〔代表監査委員（大澤栄一）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で監査委員からの報告を終わります。

お諮りいたします。認定第１号から認定第８号までについては、議長および議会選出の監査委員を除く８人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の権限を委任のうえ付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって認定第１号から認定第８号までについては、議長および議会選出の監査委員を除く８人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の権限を委任のうえ付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

１４時１１分 休憩

１４時１９分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、委員長、副委員長が選任されましたのでご報告いたします。

委員長には辻紀樹委員、副委員長には北川委員、以上のとおり選任されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

１４時１９分 休憩

１４時２１分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります同意第1号長万部町教育委員会委員の任命についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町教育委員会委員の任命について

○議長（辻義雄） 日程第34、同意第1号長万部町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明いたします。

教育委員大山喜美子氏は、令和元年9月30日付をもって、任期満了となりますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命の同意を求める委員は、住所山越郡長万部町字長万部31番地、氏名は大山喜美子氏で、昭和26年3月5日生まれでございます。よろしくご同意くださりますようお願いをいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案等の調査のため9月13日から17日までの5日間を休会したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって9月13日から17日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。
なお、本会議は9月18日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

14時23分 散会
